

## 茨城工業高等専門学校特別研究員受入規程

〔平成29年2月9日  
制 定〕

(趣旨)

**第1条** この規程は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における研究の活性化及び高度化を図るため受け入れる研究者（以下「特別研究員」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

**第2条** 特別研究員として受け入れることができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、学生の身分を有する者を除く。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- (2) 本校教職員の申請により助成団体等からその給与及び研究費等の助成を得られる研究者
- (3) 短時間勤務再雇用教員
- (4) 科学研究費助成事業の研究代表者及び研究分担者

(受入教員)

**第3条** 特別研究員を受け入れるに当たっては、受入教員を定めるものとし、当該受入教員は、本校の専任教員とする。

(申請)

**第4条** 受入教員は、原則として受入予定日の1か月前までに、特別研究員受入申請書（別紙様式第1）及び必要な書類を校長に提出するものとする。

(承認)

**第5条** 校長は、受入教員からの申出に基づき、前条の申請について、本校の教育・研究上支障がない限り受入を承認するものとする。

2 校長は、前項の規定により受入れを承認したときは、受入教員に対し、特別研究員受入承認書（別紙様式第2）により通知するものとする。

(受入期間)

**第6条** 特別研究員の受入期間は、原則として1年以内とする。ただし、校長が必要であると認めた場合には、受入期間を延長することができる。

(受入期間の変更)

**第7条** 受入教員は、受入期間を変更する必要があるときは、特別研究員受入期間変更届（別紙様式第3）を校長に提出するものとする。

(受入れの条件)

**第8条** 校長は、特別研究員の受入れに当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 特別研究員には、別に定めのある場合を除き、給与、研究費等は支給しない。
- (2) 災害その他の事故にあった場合、本校の責に帰すべき事由を除き、本校はその責を負わない。
- (3) 特別研究員は故意又は重大な過失により本校の施設、設備等を滅失し、又は損傷した場合は、その復元に要する費用を弁償しなければならない。
- (4) 独立行政法人高等専門学校機構及び本校の諸規則を遵守するとともに安全の確保に努めなければならない。

(施設等の使用)

**第9条** 特別研究員に、本校の教育・研究に支障のない範囲で、研究活動に必要な本校の施設、設備等を使用させることができる。

(知的財産の取扱い)

**第10条** 研究により、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則に規定する権利が発生した場合の取扱いは、同規則の定めるところによる。

(称号の付与)

**第11条** 特別研究員は、「茨城工業高等専門学校特別研究員」と称することができる。

(研究証明書の交付)

**第12条** 校長は、特別研究員がその研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付する。

(雑則)

**第13条** この規程に定めるもののほか、特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成29年2月9日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年10月17日から施行する。

特別研究員受入申請書

申請日 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

受入教員  
所 属  
職名・氏名

印

特別研究員として、下記の者を受け入れたいので申請します。

記

(フリガナ) 氏 名			
生 年 月 日		性別	
住 所	〒 -		
最終学歴・学位			
研究費財源			
研究課題名 及び課題番号			
研究目的 及び 研究内容			
受入期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
その他参考 となる事項			

別紙様式第2

特 別 研 究 員 受 入 承 認 書

承認日 年 月 日

申請者 殿

茨城工業高等専門学校長

印

年 月 日付け申請のあったことについて、下記の者を特別研究員として受け入れることを承認します。

記

氏 名

受 入 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

特 別 研 究 員 受 入 期 間 変 更 届

申請日 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

受入教員  
所 属  
職名・氏名

印

下記の特別研究員の受入期間を変更したいので届け出ます。

記

（フリガナ） 氏 名	
研究課題名 及び課題番号	
当該受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更後の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研究期間 変更理由	
備 考	